

## 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規等 (20181013)

特定非営利活動法人 北海道総合地質学研究センター

### 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規に関する申し合わせ

理事会は特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの定款の定める範囲において、必要に応じて内規を作ることができ、内規決定後の直近の総会において報告し、承認を得るものとする。この申し合わせは 2016 年 5 月 14 日から運用される。

### 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの管理・運営に関する内規 (内規 201501)

- 第 1 条 北海道総合地質学研究センターの正会員は北海道総合地質学研究センター研究員もしくはシニア研究員となる。
- 第 2 条 北海道総合地質学研究センターの正副センター長に正副理事長を充てる。
- 第 3 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために、理事会の下に部門を置く。
- 第 4 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門の責任者は理事が務める。
- 第 5 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門とその責任者は理事会が決定する。

附則 この内規は 2016 年 5 月 14 日開催の理事会で決定され、2016 年 6 月 14 日開催の臨時総会で承認された。

### 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの幹事と幹事会に関する内規 (内規 201601)

- 第 1 条 北海道総合地質学研究センターの円滑かつ迅速な運営のために理事長は正会員の中から適当な数 (2 名程度) の幹事を指名し、正副理事長と幹事からなる幹事会を設置する。
- 第 2 条 理事長による幹事の指名は直近の理事会において報告され、承認を得るものとする。

附則 この内規は 2016 年 10 月 2 日から運用される。

### 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの会費に関する内規 (内規 201701)

- 第 1 条 北海道総合地質学研究センターの会費は事業年度毎に納入することになっているが、新規入会者の場合、入会時期によっては 1 年分の会費の納入が合理的ではないと考えられる場合がある。その場合には正副理事長の判断で初年度の会費の額を半額とすることができる。

附則 この内規は 2018 年 4 月 1 日から運用される。

**特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが共催、後援および協力を行う場合の内規(内規 201801)**

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター (以下、本法人と呼ぶ) が他の非営利法人等の非営利団体 (以下、他の法人等と呼ぶ) と共同で事業を主催する場合 (以下、共催と呼ぶ)、他の法人等の事業を後援する場合 (以下、後援と呼ぶ)、他の法人等の事業に協力する場合 (以下、協力と呼ぶ) の指針を以下に定める。

第 1 条 共催、後援、協力の定義は以下の通りである。

(i) 共催

他の法人等と当該事業の全て (企画から終了まで) について共同で実施するもの。当該事業の内容、収支を含む事業の全体に、共催する他の法人等と同等の責任を有する。

(ii) 後援

他の法人等が主催する事業の一部または全体について、主催する他の法人等からの依頼に基づいて援助するもの。収支を含む事業の一部または全体に対し、主催する他の法人等と同等の責任を有しない。後援事業における本法人の事業範囲は、その後援に関わることに限定される。

(iii) 協力

他の法人等が主催する事業について、主催する他の法人等からの依頼に基づいて、主に本法人の構成員を他の法人等に紹介する等の協力を行うものである。本法人の事業の範囲は本法人の構成員の紹介までであり、この事業に対する一切の責任義務を有しない。

第 2 条 本法人が共催、後援、協力を行うには、その事業が社会的コンプライアンスに則ったものであり、また特定非営利活動促進法第 2 条、第 3 条、第 12 条などが定める特定非営利活動法人の要件 (資料を参照) と本法人の定款、設立趣旨、基本的な考え方、内規などに抵触しないことが必要である。

第 3 条 本法人の社会的・法的責任の適正な遂行を確保するため、本法人が共催、後援、協力を行う他の法人等は次の要件を満たすことを必要とする。

(i) 法人格を有する団体であることが望ましいが、任意団体である場合には、その団体の代表者、所在地、連絡先等が明確であること。

(ii) その事業遂行能力において問題がないと判断されるものであること。

(iii) 特定非営利活動法人の主な要件 (資料を参照) に抵触しないこと。

(iv) 暴力団、または暴力団やその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

第 4 条 共催、後援、協力を行う際には他の法人等との間の利益相反について最大限の注意を払う必要がある。

第5条 共催、後援、協力を行う際の手順などは以下の通りである。

(i) 共催

本法人が事業の企画を開始し、他の法人等に共催を依頼する場合と、他の法人等から本法人に依頼がある場合が想定される。ともに正副理事長の討論を経て、理事長が決定し、直近の理事会で承認を得るものとする。

(ii) 後援

他の法人等からの文書による依頼に基づき、正副理事長の討論を経て、理事長が決定し、直近の理事会で承認を得るものとする。

(iii) 協力

他の法人等からの文書による依頼に基づき、正副理事長の討論を経て、理事長が決定し、直近の理事会で報告するものとする。

(iv) 他の法人等が本法人に対し、共催、後援、協力を依頼する際の書式を用意する。

(v) 後援の場合にはその事業の終了後に他の法人等に報告書の提出を求めることを原則とする。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

資料：特定非営利活動促進法などが定める特定非営利活動法人の主な要件

(i) 不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とし、特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わないこと

(ii) 営利を目的としないこと

(iii) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的としないこと

(iv) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としないこと

(v) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこと

**特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他の営利団体等と収益を伴う事業を行う場合の内規（内規 201802）**

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター（以下、本法人と呼ぶ）が営利法人等の営利団体（以下、営利法人等と呼ぶ）から依頼を受けて収益を得る事業を行う際の指針を以下に定める。

第1条 本法人が営利法人等と事業を行うには、その事業が社会的コンプライアンスに則ったものであり、また特定非営利活動促進法第2条、第3条、第12条などが定める特定非営利活動法人の要件（資料を参照）と本法人の定款、設立趣旨、収益を伴う事業に関する基本的な考え方、および関連する内規などに抵触しないことが必要である。

第2条 本法人の社会的・法的責任の適正な遂行を確保するため、本法人が事業を共同で行う営利法人等は次の要件を満たすことを必要とする。

- (i) 法人格を有する団体であることが望ましいが、任意団体である場合には、その団体の代表者、所在地、連絡先等が明確であること。
- (ii) その事業遂行能力・責任能力において問題がないと判断されるものであること。
- (iii) 特定非営利活動法人の主な要件（資料を参照）に抵触しないこと。
- (iv) 暴力団、または暴力団やその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

第3条 事業を行う際には他の営利法人等との間の利益相反について最大限の注意を払う必要がある。

第4条 手順などは以下の通りである。

(i) 形態

本法人が事業の企画を開始し、営利法人等に提案する場合と、営利法人等から本法人に依頼があった場合が想定される。

(ii) 契約の締結は正副理事長の討論を経て、理事長が決定し、直近の理事会で承認を得るものとする。

(iii) 契約は文書によって行われ、本法人と営利法人等の両者の権利と義務等を記入するものとする。

附則 この内規は2018年10月13日から運用される。

資料：特定非営利活動促進法などが定める特定非営利活動法人の主な要件

- (i) 不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とし、特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わないこと
- (ii) 営利を目的としないこと
- (iii) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (iv) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としないこと
- (v) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこと

**特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの収益の配分に関する内規（内規201803）**

第1条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが実施した事業において収益を得た場合、その収益から必要経費を差し引いた後の残金を特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターと役員等を提供した会員個人に対し、合理的に配分する。その配分方法は別途定める。

附則 この内規は2018年10月13日から運用される。

## 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの名義使用等に関する申し合わせ

1. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他法人等から依頼されて報酬を伴う役務等に会員を推薦した場合、その会員が得た報酬は会員個人の収入ではあるが、特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターがこの過程で果たした役割を考慮し、その会員の得た収入の内の 20% 程度を会員が任意に特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターに寄付することが期待される。しかし、何ら強制するものではない。

2. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが法人として関与しない事業等において、会員が特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター構成員の肩書きで役務等を提供し、報酬を得た場合、その会員が得た報酬は会員個人の収入ではあるが、その会員の得た収入の内の 10% 程度を会員が任意に特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターに寄付することが望ましい。しかし、何ら強制するものではない。

附則 この申し合わせは 2018 年 10 月 13 日から運用される。